

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年8月7日 16時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市古志岐島南岸 古志岐島灯台から真方位170° 150m付近 (概位 北緯33° 18.1′ 東経129° 10.2′)
事故の概要	漁船金比羅丸は、北西進中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年11月4日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 金比羅丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-15634（漁船登録番号）、個人所有 第290-45080号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	バルバスバウに破口、船首部船底外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：潮流 南西流（流速不明）、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操業の目的で、長崎県五島列島北西方沖の漁場に向けて約8ノットの対地速力で北西進した。</p> <p>船長は、自動操舵とし、操舵室の操縦席に腰を掛けて単独で操船に当たっていたところ、いつしか居眠りに陥り、本船は南西流の潮に圧流されて古志岐島南岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃で目が覚め、機関を後進として離礁し、自力で航行して佐世保市神崎漁港に帰港した。</p> <p>船長は、不漁のため6月から出漁しておらず、本事故当日の2日前から出漁して操業を再開し、8月5日は不漁で船中泊、6日は操業中に漁労機器が故障し、7日朝に修理のため神崎漁港に帰港して修理後、13時30分ごろ漁場に向けて出港しており、6日から7日にかけて、1時間程度の睡眠しかとれていなかった。</p> <p>船長は、睡眠がほとんどとれていないまま漁場に向けて操船中、眠気を感じたものの、翌日は休漁予定であり、居眠りに陥ることはないと思っていたが、気の緩みがあったのかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>通常、船長は、漁場に向けて航行中、右舷方からの潮の圧流に対しては、リモコンダイヤルで当て舵を取りながら操船を行っていた。</p>
分析	本船は、自動操舵で北西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥り、当て舵がとられていない状態で右舷方からの潮に圧流さ

	<p>れて古志岐島南岸の岩場に向かって航行を続けたことから、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、睡眠不足の状態です自動操舵とし、操縦席に腰を掛けて操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、自動操舵で北西進中、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥り、当て舵がとられていない状態で右舷方からの潮に圧流されて古志岐島南岸の岩場に向かって航行を続けたため、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、操船中に眠気を感じた場合は、立って操船に当たったり、外気に当たったり、コーヒーを飲んだり、ガムを噛んだり、安全な海域で適宜休息を取ったりするなどして居眠り運航を防止する措置を採ること。